

別紙1

保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則（昭和三十二年厚生省令第十六号）

【医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（令和九年五月二十日）施行】

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
（処方箋等の保存） 第六条 保険薬局は、患者に対する療養の給付に関する処方箋及び調剤録をその完結の日から五年間保存しなければならない。	（処方箋等の保存） 第六条 保険薬局は、患者に対する療養の給付に関する処方箋及び調剤録をその完結の日から三年間保存しなければならない。